

正本忍著

『フランス絶対王政の統治構造再考』

—マレシヨールに見る治安、裁判、官僚制—

大 森 弘 喜

フランスの美術館にはとてつもなく大きな祭壇画があり、キリストの受難や受胎告知など聖書にちなむストーリー性に富む題材が描かれている。本書を読んだ私の印象はこれに類したもので、ルーアンにある美術館に入つて、「オート・ノルマンディのマレシヨール」と題された大きなタブローを見ているかのようだ。画面右上には、ルイ一五世と陸軍卿ル・ブランが、マレシヨールの将校やプレヴォ裁判役人に親任状を渡している、その左下では、マレシヨールの隊員が馬に騎乗して整然と並んでいて、今まさに管轄区域のパトロールに出かけるところである。その筆致はまるで細密画のようであり、人物の相貌や着衣、背景の建物や木々まで、まさに微に入り細を穿つように描かれている。ことに隊員の描写は精緻を極めており、顔つき、背格好、年恰好が分るほどである。

古参兵もいれば元氣澆漚の若者の顔も見える。

だが、絵はそこで中断されており、画面中央から下半分は真つ白な画布その儘である。私が想像するには、そこには、王国街道を行きかう乞食や流民、行人、塩などの密輸入、旅芸人と、そしてこれを騎馬警察隊が見張り、怪しい者を尋問し、捉えるところが描かれる筈であり、さらにその右手には捉えた「悪人」を連行し、駐屯地で裁判にかけ、判決を言い渡すところや、最寄りの都市のオピタル・ジェネラルなどに連行する様子が描かれる筈ではなかったか。

I

本論に入る前に型通り、本書の構成を示せば次の通りである。

序論 フランス絶対王政とマレシヨール

第一部 組織

第一章 一七二〇年のマレシヨール改革

第二章 新生マレシヨールの領域的編成

第三章 新生マレシヨール期の揺籃期（一七二〇—二二年）

第二部 成員

第四章 将校

第五章 プレヴォ裁判役人—陪席裁判官、国王検事を中心に—

第六章 隊員採用の条件と手続き

第七章 隊員採用の実態―年齢、身長、軍隊経験

第八章 在職期間に見る隊員の人事管理

第九章 退職に見る隊員の人事管理

第一〇章 異動に見る隊員の人事管理

結論 王権による統治システムにおけるマレシヨーセ改革の意義

あとがき・註・史料・参考文献など。

この目次を一瞥して、多くの読者はすぐに「おやつ」と思うのではないか。マレシヨーセの「組織」と「成員」はあるが、「活動」という項目が見当たらないからだ。「マレシヨーセ *maréchaussée*」⁽¹⁾は、一六世紀初めフランス王一世により設置された「騎馬警察隊」である。だからその全貌を記述するのであれば、組織や成員だけでなく、その活動実態の記述は不可欠であろうし、私が後段に記す理由から本書に期待したのもそれだった。冒頭に記した、大きなタブローの中央部分から下半分は画布の儘だ、と云ったのはこのことである。それはともかく、まず本書の内容を簡潔に紹介し、その後若干のコメントを付したい。

(1) *Maréchaussée* は、通常は「マレシヨーセ」と表記するが、ここでは著者に敬意を払って本書の通り「マレシヨーセ」と記す。その訳語も「騎馬憲兵隊」や「騎馬警邏隊」というのもあるが、同じ伝で「騎馬警察隊」と記す。

序論「フランス絶対王政とマレシヨーセ」では、一七世紀から一八世紀半ばまでのフランスの治安状況改善が祖述される。ルイ一四世は一六六七年パリに治安総代理官（パリ警視庁の前身）を創設し、パリの治安状況を飛躍的に改善させ、この手法を地方都市に導入させたが、地方都市の治安代理官はうまく機能しなかった。アンシヤン・レジーム下のフランスにはもう一つの治安部隊があった。これがマレシヨーセ、騎馬警察隊である。マレシヨーセは、元は例えば脱走兵など、軍人の犯罪を裁くものだったが、フランソワ一世の治世に一般人にも対象を拡大し、犯罪者を国王の臨時裁判所で裁くために創られた。だが一七二〇年の改革以前のそれは、地方都市の時々必要に応じて創られたもので、組織は統一されず、十分に機能していなかった。これを全面的に改組再編したのが、ルイ一五世と陸軍卿ル・ブランであった。

著者は改革の要点を五つにまとめているが、略言すれば次のようになる。マレシヨーセ管区を総徴税管区 *généralité*、もしくは地方長官管轄区 *intendance* に統一し、これをひとりの統括官（統括プレヴォ）が指揮する中隊を置く。中隊を監督し命令するのは、陸軍卿と地方長官である。統括プレヴォと将校は、従来通り「保有官僚（官職保有者） *officier*」のままだが、プレヴォ裁判役人と憲兵隊員は「親任官僚 *commissaire*」とし、国王直属の配下とする。憲兵隊 *brigade* は一組五名から成る班を組織し、主に王国街道をパトロールし、治安を脅かす者を捕らえ、逮捕しプレヴォ裁判所で裁く、というものであった。

その後、著者は研究史を概観する。二〇世紀初頭までは法制史などの関心から進められてきたマレシヨーセ研究は、一九六〇年代に入ると「軍隊の社会史」の観点から考察され、さらに七〇年代にはいわゆる「マルジノー *marginaux*」——社会の周縁に追いやられた人々——への関心からも考察されるようになる。

私もこの観点から、マレシヨーセの取り締まりの対象となった乞食、流民などの実態に強い関心を抱いている。「マルジノー」と蔑んで呼ばれる人々は、本当にそうだったのか、私は常々疑問を覚えている。王国街道を放浪し、物乞いし、時に農作物を盗んだりする貧民は、特別悪い人間ではなく、多くは食うに困って物乞いし、救貧と就労の機会の多い都市へ移動する下層農民などだったのではないかと考えるからだ。

話題をもとに戻すと、マレシヨーセ研究の新しい潮流は社会史に大きく傾斜したらしく、犯罪行為との関連からのものや、中級役人の形成といった視点からも研究が始められている。加えて農村社会史というユニークな観点からの研究が、ギュトンなどにより始まった、と著者は纏めている。

次いで「マレシヨーセ研究の射程」が、国王裁判所、国家警察、地方統治、官僚制にも及ぶことが縷々述べられるが、これは実は本文でも何度も主張されることなので、内容紹介の際に言及しよう。

本書の対象は「オート・ノルマンディのマレシヨーセ」であるが、それに焦点を定めた理由は、この地方の当該研究が皆無であること、そしてその地政学的重要性だとしている。(後述)

II

本文の内容紹介に移ろう。第一章「一七二〇年のマレシヨーセ改革」は、本書の中樞をなす部分なので、少し丁寧に紹介する。

一八世紀初頭フランスの社会は、厳しい冬の寒さによる凶作と飢えで大量の農民が死に至った。こうした社会事情は大量の食糧難民を生んだと思われるが、この辺りの本書の叙述は薄い。一七七八年に陸軍卿に就任した

ル・ブランはマレシヨーセ改革に乗り出すのだが、著者は旧マレシヨーセの職務怠慢と機能不全が改革を促したと述べる。そこでル・ブランは旧組織を解体し、ラント公債によって成員の「官職買戻し」を実現し、将校を除く成員を、国王が任命権と免職権をもつ親任官僚に代えたのである。官職の売買と世襲など売官制の弊害は夙に叫ばれながら、容易に実現できない王権の課題だったが、そこに風穴が開けられたのである。

次に不統一だった管轄は、地方長官が治める総徴税管区に統一され、そこにマレシヨーセ中隊を配置することにした。こうして指揮命令系統が、国王＝陸軍卿―地方長官―統括プレヴォという具合に整った。中隊は主要都市に置かれ―オート・ノルマンディのマレシヨーセではルーアンとコードベック―そこにプレヴォ裁判所も設けられた。騎馬警察隊は班長と憲兵四人の計五名で構成され、王国街道とその両側四―五里ほどの一帯をパトロールし、乞食・流民・塩やタバコの密輸入などを取り締まり、不審者を逮捕する権限をもった。オート・ノルマンディのマレシヨーセは二〇班、一〇〇名の憲兵がこの任務に当たった。隊員は農村ではなく任地の都市に居住することが命じられた。こうして全国に実に五〇〇余のマレシヨーセ駐屯地が配置され、三千人以上の憲兵とプレヴォ裁判役人が働く治安維持の組織網が創られたのである。

こうした改革が可能だったのは、これに先立って、一つは地方総督から地方長官への権限移行が果たされて、国王権力が地方行政に浸透したことと、もう一つは、軍事行政が大貴族や職業軍人から陸軍卿など文官の手に移行していたことが作用しているという。加えて、官職買戻しが正貨でなく、設立されたばかりの王立銀行の銀行券による償還であったことも幸いした。

これが本書のエッセンスであり、以下はそれぞれの項目の詳細な実証である。

第二章「新生マレシヨーセの領域的編成」では、オート・ノルマンディの地理的・政治的・経済的要因を踏まえたマレシヨーセ駐屯地の配置が事細かに述べられる。この地は大西洋と首都パリを結ぶ交通の要衝であり、また、塩税免除の地域と逆に塩税が高率な地方とも隣接していたために、塩の密輸が横行していたという。駐屯地はこれらを加味して、二つの副官区に分けて、幹線道路に位置する都市に二〇箇所が選定され、そこに班が配置された。こうして「線と面」の治安維持網が張りめぐらされた。

第三章では「新生マレシヨーセの揺籃期」の様子が述べられるが、内容的には他の章と重複する部分が多い。成員の徴募では急ぎ将校の人選がなされ、次いでプレヴォ裁判役人の顔ぶれがきまり、最後に隊員の徴募がなされた。これは第二部の内容の概略であるので、詳細はそちらに譲る。

本章にだけ語られている記事で面白いのは、成員の報酬である。(表3-6) 統括プレヴォは官職報酬一二〇〇リーヴルと俸給二八〇〇リーヴル、計四〇〇〇リーヴルが支払われるが、これは勿論別格である。副官は官職報酬四五〇リーヴルと俸給一〇五〇リーヴルの計一五〇〇リーヴルが支払われる。班を構成する上級班長は俸給七〇〇リーヴル、班長六〇〇リーヴル、班長補佐五五〇リーヴル、憲兵五〇〇リーヴルとなっている。これらの俸給水準は概して高いという。これに比して陪席裁判官や国王検事、書記官らは三〇〇〜三五〇リーヴルで、概して低額である。その理由は、隊員は副業が禁止されているためであり、他方、陪席裁判官は国王の中級・下級裁判所と兼職だったからである。マレシヨーセの俸給などは四つの総徴税管区から徴収されたタイユ税が当てられた。

もう一つここで注目したいのは、隊員には通常業務のほかに、特別任務があったことである。なかでも興味を

惹かれたのは、「囚人・物乞い・脱走兵の駐屯地からの遠距離護送」である。王令では捕えた乞食や流民は最寄りのオピタル・ジェネラルに連行され、収容される筈だったが、囚人や脱走兵は、管轄区のプレヴォ裁判所に護送されて裁判に付されるのだろうか。この辺りの扱いの違いはもう少し丁寧な説明が欲しい。

以上が第一部「組織」の概要である。新生マレシヨーセの機構がどんなものかはほぼ諒解できたが、この部分での疑問は、オート・ノルマンディの広大な領域の治安を、二〇班、一〇〇名程度の騎馬警察隊のパトロールで維持できたのだろうか、という点である。

この地域は現在のセーヌ・マリティーム県とウール県の北部を包摂するが、セーヌ・マリティーム県だけでも面積は六三四一平方キロ、これは現在の東京都の面積の約三倍である。著者によれば、憲兵班は「線」つまり幹線道路だけではなく、「面」即ち田園地帯なども巡回すると云う。これを同時代の江戸に置き換えて想像してみよう。一八世紀の江戸の町場と郊外の治安を二ないし三つの憲兵班が受け持つと、どうなるか。駐屯地は小伝馬町か日本橋辺りに置かれるとしよう。巡回区域は大きく三つに分かれる。第一班は東海道を品川宿辺りまで、大山街道は狛江辺りまでを受け持つ。第二班は甲州街道を八王子辺りまでを担当する。第三班は水戸街道を松戸辺りまで、日光街道を草加辺りまで受け持つ。さらに中仙道は板橋辺りまでを担当するかもしれない。憲兵隊は、馬に騎乗して時速五キロ程度で、辺りを見回しながらパトロールするので、かなりの時間を要する。だから、第三班を例に取れば、日本橋から八王子までの巡察で日帰りは無理である。一つの幹線道路でも端から端までの巡察は、一週間程度はかかるに違いない。これで「放浪する悪人」を発見するのは至難の業である。著者が云うよ

うに、「制服を着た立派な体格の騎馬警察隊が姿を見せることだけで、住民に安心感を与える」、つまり住民への安心と犯罪人への警告といった効果くらいしか期待できないのではないか。とにかく活動の実態が知りたいものである。この点は最後にもう一度検討する。

III

第二部は成員の実証研究であるが、余りにも詳細すぎるので要点のみを紹介する。

第四章は「将校 officer」を扱う。その職務はプレヴォ裁判を執行し、中隊の管理を行うことで、自ら赴任地をパトロールすることはない。裁判管轄権は上座裁判所にあるので、管轄裁判には参加できない。将校はもともと貴族など地方名士出身の軍人であり、司法には疎い。それで実際の裁判では、国王の中・下級裁判所の法曹の協力を得なければ執行できないという。将校職は一七二〇年の組織改革でも保有官僚の儘であった。つまり彼らはその職を金銭で売買することが許されていた。購入する場合は国王に「官職権利金」を払い、官職委任状を交付して貰い、所属する団体に登録する。これがかれは国王からは罷免されることはなくなる。その職は父子や兄弟で世襲されることが多かったが、その際には国王の親任状が必要になるという。

将校の主たる任務は裁判よりも中隊の管理である。かれは隊員の実質的な任命権をもっていた。定期的に行われる「閲兵」という儀式で、隊員の騎乗馬や武器などの装備、勤務状態などをチェックした。著者は、将校については売官制の弊害が残存したことが一七二〇年改革の限界だったと締めくくる。

第五章では、プレヴォ裁判役人の陪席裁判官と国王検事が考察される。一六七〇年の刑事王令はプレヴォ裁判

には陪席裁判官が立ち会うことなど、訴訟手続きを詳細に定めたが、一七二〇年の改革では、陪席裁判官や国王検事職は専らプレヴォ裁判の補佐と監視に限定された。そして彼らの本籍は上座裁判所におき、プレヴォ裁判役人を兼職したのである。改革の趣旨はこの兼職を国王が親任官僚として己の配下にしたことである。本書ではその採用手続きが事細かに記されているが割愛する。要は、地方の法曹界のエリートや有力貴族の推薦をもとに人選がなされてゆくのであり、上から陸軍卿や地方長官の意向で決まるのではないことだ。著者の関心は、王権の統治が裁判官人事のなかでどのように実現してゆくのかであり、実際の裁判例にはないようだ。幹線道路で逮捕された犯罪者や乞食・流民は、どのように裁かれ、どのような判決を受けたか、は記されていない。ここでも組織の仕組みや人事などが主たる叙述内容であり、実態の解明がないのは残念である。

前述した将校の職務や陪席裁判官などの職務などと併せて考えると、マレシヨーセなる組織は、裁判機能よりも警察機能を重視していたと云える。そしてこの傾向、つまりマレシヨーセの軍隊化は一八世紀末に顕著になるらしい。だからこそ大革命を経て現在まで、騎馬憲兵隊として生き抜いたのであろう。

第六章から一〇章までは、マレシヨーセ隊員の採用条件とその実態、そしてその在職期間・退職・異動から見た人事管理が縷々述べられるが、別立てするほどの内容ではないので一括して眺めることにしたい。

隊員の採用についてはこの改革でも特段の規定は設けられず、したがって旧来の慣習に則ってなされた。すなわち、国王軍での軍務経験があり、騎乗馬を自弁できる資力をもつ者が選ばれたという。騎乗馬は、彼らの俸給よりは安い、三〇〇リーヴル程度の価格だったというから、成程自弁するのは大変かも知れず、實際馬を調達

できずに辞職する者もあつたらしい。但し、携行する武器は槍か、火繩銃などの火器か、それも隊員が用意したのかは本書になんの記述もない。「ならず者」を一体どうやって捕縛・逮捕したのだろうか、興味がある。

隊員徴募がどのようになされたかを示す資料はないというが、著者は関連文書を丁寧に読み込んで、多くは有力者の推薦で候補者が絞られ、人物調査がなされて「良し」とされた者が、陸軍卿の裁可を得て、国王親任状が交付されて採用の運びとなったという。

第七章は採用された隊員の実態分析である。一七六〇年の王令で採用条件が厳格になり、年齢、身長、軍務経験などが詳細に定められたが、著者が対象としている一七二〇年から五〇年頃も、明文化されていなくとも同様の採用基準があつたという。著者は成員名簿から、この時期に採用された隊員のうち情報が得られる三六一名の年齢や身長、軍務経験を収集し、整理分析して以下の如く結論づけている。

年齢では一九歳から六〇歳まで広く分布しているが、最多は二六歳から四〇歳の群であり、平均は三四歳であること、揺籃期は古参憲兵が多かつたが、漸次若返りが見られること、それは新生マレシヨーセの初期にはこれら古参憲兵が若手を指導する必要があつたからではないか、という。

身長は一七六〇年の王令では明確に五ピエ四プース(一七三cm)以上と明示されているが、その四〇年前からほぼこの水準で採用されていた。すなわち、身長が判明する隊員二七七名の平均身長は、五ピエ四・八プース(一七五・四cm)であつた。これはかなり厳しい条件で、この条件をクリアできるものは人口の僅か〇・二%でしかなかったという。一七二〇年以降とくに長身者が優先的に採用されたというが、その意味が何か、著者は明言を避けているが、他の研究者の成果を紹介している。すなわち、一八世紀末にプレヴォ裁判所が扱った被疑者の四

八%が、身長五ピエーブース〜五ピエ五ブースの大柄な者だったと。つまり、被疑者に負けない長身者が望まれたフシがあると示唆している。

軍隊経験は規定として明記はされていなかったが、改革以前から重視されたこと、前述の通りである。改革後は漸次四年以上の軍務経験をもつ者が優先的に採用されるようになった。その後一七六九年の王令では、班の指揮官は一二年間、憲兵は八年間の軍務経験が採用条件として規定され、さらに七八年には憲兵には一六年間もの軍務経験を求めるようになった。マレシヨーセの「軍隊化」である。

なぜこのように長期の軍務経験が必要になったのか、著者は語らないが、私にはきわめて暗示的に思える。フロンドの乱のような、あるいは山賊カルトゥーシユや義賊マンドランの如き目立った叛乱ではなく、社会の土台部分が静かに崩れ落ちてゆくことへの統治の側の対応ではないだろうか。農村から溢れ出た貧民の群れは、地方都市へ、あるいはパリへ救済を求めて大挙移動し始めているのである。

次章では隊員の在職期間が検討される。その平均は八四ヶ月およそ七年である。勤務年限の短い者には、素行上問題がありとされた者が目立つ。これは事前の人物調査が不十分であったためだと著者は云う。王権は採用と免職には強い関心を示すが、在職期間や退職年齢 \parallel 定年には関心がない。

第九章では、王権のマレシヨーセ改革の狙いは、親任官僚制の導入であり、国王が隊員の免職権を掌握することであったことが、退職事由の説明を通じて明らかにされている。それ以前は、統括プレヴォが隊員の任命権を握っていたからであり、また一般的に云っても、保有官僚は国王によっても罷免されないのである。一七一八年に軍事評議会が廃止され、陸軍卿の職が復活し、先述したようにル・ブランがこれに就任した。かれは国王の意

を受けて隊員を親任官僚とすることで、「不適格隊員」を免職とする権限を、プレヴォの手から奪い自らに留保したのである。

では「不適格者」はどのように見つけるのだろうか。本来なら警邏日誌に記載された内容から、憲兵の活動状態が把握できるのだが、この史料はほとんど残存していないらしい。また定期的に行われる閲兵儀式には、地方長官補佐も立ち会うので、その記録がある筈だが、それも残っていないらしい。そこで著者は一七六〇年以前に退職した隊員九〇名の成員名簿を丹念に読み込んで、退職の原因・理由を四つに分類した。

① 犯罪と見なされる不祥事に関与した事由・暴力沙汰、窃盗、瀆職（公金横領など）、犯人や脱走兵の逃亡幫助、塩やタバコの密輸に関わったことなど。

② 不従従、装備の不備、職場放棄したなどの事由・上官を誹謗中傷した、騎乗馬を調達できなかった、赴任地に行かず、職務を果たさなかったなど。

③ 勤務態度や生活態度不良などの事由・飲酒癖が最も多い。

④ 身体的な理由・身体障害、病気や怪我、高齢のため。

右の退職理由のうち、①から③までがマレシヨーセ隊員としては「不適格者」に当たり、実際にも罷免されたという。著者は、不適格者の一定の存在を認めたくえて、これを「マレシヨーセの管理不行き届きだ」と云って否定的に捉えるのではなく、それらを速やかに排除しようようになった点を認めるべきだと云う。この見方は領ける。どんな組織にも、どんなに厳選しても、一定の割合で不良分子は存在するからである。こうして、国王―陸軍卿―地方長官―（将校）―隊員の指揮命令系統が出来上がった。

第一〇章は隊員の転任・昇進であるが、これも内部の規定がなく、アドホックに実施された。新生マレシヨー七移行から四〇年間で、五〇件程度の転任が確認されるという。現代の感覚から見れば、極めて僅かな異動に見えないが、旧マレシヨー七では皆無であったから、これも大きな変化だと著者は云う。転任は隊員本人の希望が反映されたようである。すなわち、本人の故郷か、妻の実家近く、あるいは終の棲家と定めた場所への異動が多かったという。面白いのは、班全体の異動、つまり任地の変更を命じられたが、赴任先がかなりの遠方であったことを理由に、憲兵全員が退職するか、他班に転出した例があることだ。フランス人は一般に「定任性が高い *sedentaire*」と云われるが、これもその好例に入るかもしれない。

昇進についても何ら規定はない。特別の理由がない限り、年功による昇進が慣行だった。つまり憲兵から班長補佐や班長への昇進は、そのポストが空けば、班内部で昇進するか、他班に転出して昇進するのだが、著者の調査ではその割合は半々だった。昇進にはプレヴォの推薦があったらしい。

以上が本文の概要である。最後に、「王権による統治システムにおけるマレシヨー七改革の意義」が、結論として述べられるが、それは序論の内容とほぼ同じであるので繰り返さない。

IV

以上の内容紹介を踏まえたうえで、本書の問題関心や意義を考えてみたい。著者は我が国のフランス近世史研究の問題関心、絶対王政がいかにして統治権力を集中したか、を共有して、この観点からマレシヨー七研究を手がけた。それは本書のタイトル『フランス絶対王政の統治構造再考』にも明らかである。一七二〇年のマレシヨ

一七改革が組織改革だったこと、これまでの「保有官僚」が将校・統括プレヴォを除いて、「親任官僚」に変えられたこと、それにより王権の意向が陸軍卿から地方長官を経て、マレシヨーセ統括プレヴォと騎馬警察隊に真つすぐに貫徹するようになったことは、納得できる。

ただ問題はその先にあるのではないか。一七二〇年改革は一体何のための改革だったのか。別の言い方をすれば、組織改革はうまく「機能」したのか、という疑問である。マレシヨーセの役割は、王国街道における浮浪する乞食・流民、塩やタバコの密輸入、犯罪者の取り締まりと逮捕・裁判であると、本書は繰り返し述べている。しかし、誠に残念ながら、その役割をどの程度果たせたのか、実態が全く述べられていない。これが本書の最大の欠落である。

実は一七二〇年改革の後、一七二四年にルイー五世は乞食・流民の掃討とそのオピタル・ジェネラルへの「閉じ込め」策を打ち出し、王国街道におけるその逮捕・連行をマレシヨーセに託し、その「閉じ込め」をオピタル・ジェネラルに委ねたのである。二四年王令の新しさは、一六五六年のルイー四世の王令の不首尾の反省から、「身体壮健で労働可能な乞食 *mendiant valide*」が職を見つけれないときは、オピタル・ジェネラルに入所し、そこで仕事をを得るべし、と命じ、さらに「身体壮健で労働可能」であるにもかかわらず、街中や街道を彷徨い、物乞いをしていれば、マレシヨーセや警邏隊に捕捉・連行され、重い罰を受けると定めたのである。従って、私としては（そして多くの読者も恐らく）、一七二〇年改革と二四年王令の実施が、ワンセットで語られることを期待したのである。機動性をもつ「騎馬警察隊」が、王国街道を彷徨う乞食・流民、犯罪者をどの程度捕捉したのか、王国の治安を確保できたのが、マレシヨーセ研究の要諦ではないだろうか。

私は専ら民衆史の観点から二四年王令の施行状態を探っているが、幾つかのオピタル・ジエネラルは国王の意向を汲んだ地方長官の熱心な要請を受けて、マレシヨーセやオピタル・ジエネラル警邏が捕らえた乞食・流民を受け容れている。例えば、ブルゴーニュ地方の州都デイジョンのオピタル・ジエネラルは、別の病院の部屋を借り上げ、職員を増員して、「身体壮健な労働可能な貧民」を收容している。同じくマコンのオピタル・ジエネラルも、相当数の「よそ者貧民」、つまり乞食・流民を受け容れている。[Bolotte, 1968] オーヴェルニュの小規模な幾つかのオピタル・ジエネラル―イソワール、オーリヤック、クレルモン、ティエールなども、地方長官の熱心な勧めで王令を遵守し、数は多くはないが、浮浪する乞食・流民を受け容れている。[Bellande, 1961] 中部の町ブルージュや南部のマルセイユのオピタル・ジエネラルも、かなりの乞食・流民を受け容れている。[Paultre, 1906] [Yovelle, 1982]

しかし、どこのオピタル・ジエネラルでも、この受け入れは長続きしなかった。そして当時の専門家も、現代の歴史家も、一七二四年王令はその目的を果たすことに失敗したと結論付けている。その理由は根本的なものから技術的なものまで実にさまざまだが、オピタル・ジエネラルに即して云えば、二、三に絞れる。

第一に、地方のオピタル・ジエネラルは、本来的に地元の労働不能な貧民―老齢貧民、病氣や身体障碍のある人々、捨子や孤児、乳飲み子などを抱えた母親（多くは単身の、夫から捨てられた寡婦など）、妊婦―を介護する福祉施設であった。だから、突然に「身体壮健な乞食や流民」の受け入れを求められても当惑したに違いない。オピタル・ジエネラルのなかには、財務総監や地方長官から強く依頼されても、これに対応しないオピタル・ジエネラルも沢山あった。受け入れざるを得ないとしても、短期間だけと決めていたオピタル・ジエネラル

や、国王からの潤沢な補助金狙いのオピタル・ジェネラルもあった。ところがその補助金も数年続いただけで打ち切られたから、それを潮に受け入れを正式に中止したオピタル・ジェネラルが多かった。

第二の理由は、それと関連するが、地方のオピタル・ジェネラルは、「壮健な乞食や流民」に与える仕事を留意していなかった。前の世紀から造られていた所内のアトリエは、子どもや女性入所者向けの織維関係の仕事―綿・羊毛・麻などの糸紡ぎ、機織りなどがメインであり、屈強な男たちには向いていなかった。例えば、ディジョンやマコンのオピタル・ジェネラルでは、彼らに安価な毛織物造り仕事を与えたが、拒否されたという。

二四年の王令では、城塞・城壁の補修や道路整備などの仕事を彼らに与えることを想定していたが、このオピタル・ジェネラルでもその仕事がある訳ではなかったし、その土木作業の現場に連れて行き、労働を指揮・監視する要員(王令では「伍長 *sergent*」と記している)などはオピタル・ジェネラルにはいなかった。オピタル・ジェネラル附属の警邏たちもこれを嫌い拒否したという。

要するに、地方のオピタル・ジェネラルは、これら壮健な乞食や流民、多くは「よそ者貧民」を養い、労働を強制する「監獄」になることを忌避したのである。もし、地方のオピタル・ジェネラルにその任務を果たさせようとするなら、王権の側が労働プログラムを用意すべきであったが、王権中枢部はそうした発想もなく、強制力をもってすれば彼らにどんな仕事でもやらせることができる、安易に考えたのである。

二四年王令不成功の要因を、マレシヨージェの側からも幾つか指摘できる。第一に、先述したように、宏大な国土と長い国王道路を、騎馬警察隊五六七班、三千人程度で、限なくパトロールすることは如何にも至難の業であり、人員不足は否めない。例えば、リヨン管区には一五班が駐屯したが、ギユトンによれば、とても手勢が足り

なくて乞食や流民はその捕捉の網から逃げていたという。それで、実際には彼らがよく通る街道筋を重点的に見回っていた。それはロアンヌからタラールとラルブレルを経てリヨンに至る道筋だった。[Gutton, 1971, p. 443] 著者は、マレシヨールセの適正な配置で、国王道路だけでなくその背後の田園地帯まで、「線と面」の治安が確保されるといふが、どうやらそれは机上の空論であった。

第二の理由は、マレシヨールセは必ずしも乞食や流民の取り締まりに熱心ではなかったことであった。確かに王令発布の直後はそれなりに活動した。しかし数年経つとその熱意も冷めて、乞食や流民の監視や取り締まりは緩んだという。それで王権は地方長官を経て、捕らえた実績に応じて「ご褒美」を与えている。

ギュトンには、ロアンヌ管区マレシヨールセには、一七二四年から四四年までの期間、乞食に関する記録は四七件の書類しかなく、うち乞食・流民の罪で起訴されているのは、僅かに八件のみだったと記している。[Gutton, 1971, p. 445] マレシヨールセは街道を行き来する貧民の中から、泥棒、脱走兵、密輸入、流人を逮捕することに専念したというが、実際にはその特定は難しかったようだ。職務質問し、怪しい者には身体検査をし、所持品を調べるのだが、盗品や禁輸品、もしくは行商の品々を所持していれば、それと判断できるかも知れないが、困難なのは物乞い貧民と流民の区別であったという。流民というのは、一七〇一年の王令で、「定職がなく、しかも直近半年間仕事に就いておらず、住所不定の者、信頼できる人物による身分保証のない者」と定めていたが、捕らえた流民が、「家がある、住所も不定ではない」と主張すれば、マレシヨールセはそれ以上この者を拘束できなかったという。[Gutton, 1971, p. 447] またこの者が再犯者かどうか、前述したように「裁判台帳」構想が頓挫したので特定できなかつた。

加えて、流民や犯罪容疑者と判断して逮捕しても、それを裁くプレヴォ裁判所もしくは上座裁判所のある都市まで、この者を連行するのは、手間と時間と危険が伴った。例えば、オート・ノルマンディの場合、プレヴォ裁判所があるのはコードベックとルーアンの二カ所、リヨン管区ではリヨンのみだったから、連行には時間を要したであろう。時には途中で旅籠に一泊しなければならなかったかも知れない。その間脱走を防ぐために、何名もの憲兵隊員が監視する必要があるだろう。こうした訳で、マレシヨールが乞食や流民の捕捉に及び腰で、「寛大な態度で」臨んだものと思われる。

以上私のオピタル・ジェネラル研究からの所見を述べたが、著者にはオート・ノルマンディのマレシヨールを活動調査して、残されたタブローの空白を描いて貰いたい。その際、余り細部にこだわる手法を採らずに、全局的な目配りで叙述することを心掛けて頂きたい。「神は細部に宿る」のは真実だが、「木を見て森を見ず」という諺もある。

歴史家のなかには一次史料至上主義者とも云うべき人がいる。誰も見ていない史料を見つけ、読み解く喜びは歴史家に与えられた特権かもしれないが、それに埋没するのは危険でもある。私も『フランス鉄鋼業史』を書くとき、ナンシーの古文書館に通い、警察文書を丹念に読み、居酒屋に出没する売笑婦の足取りを追跡したことがあった。彼女らが梅毒など性病を蔓延させる恐れがあったからである。この読み込みは知的好奇心を満足させるものだったが、著作ではこの成果を上手く活かせなかった。また『フランス公衆衛生史』を執筆する際には、パリ古文書館で「家屋衛生台帳」を筆写し、「結核汚染地区」にある不衛生な家々の実態を丹念に調べた。トイレの位置や数、部屋の広さと住民数、窓の数、結核死亡件数などである。前回の反省から著作では、衛生環境の不

備と結核死亡との関係という論理の中にこれらの事実やデータを一部取り入れることができた。

本書は明解かつ達意の文章で読みやすいが、繰り返し返しが目についた。二十数年の研究論文を編んだので止むを得ないが、章の初めと最後に同趣旨の文章が置かれるのは避けるべきであろう。春秋に富む著者には、オート・ノルマンディのマレシヨールセの活動をぜひ次作で明らかにして貰いたい。

(二〇二二年四月一九日脱稿)

参考文献

- Christian Paultre, *De la répression de la mendicité et du vagabondage en France sous l'Ancien Régime*, Paris, 1906
- J. P. Gutton, *L'Etat et la Mendicité dans la première moitié du XVIII^e siècle: Auvergne, Beaujolais, Forez, Lyonnais*, Lyon, 1973
- J. P. Gutton, *La Société et les pauvres: l'exemple de la généralité de Lyon, 1534-1789*, Paris, 1971
- Bernard Bellande, *L'Ancien Hôpital Général d'Issore: Histoire institutionnelle et sociale de 1674 à la Révolution*, Montpellier, 1961
- B. Bolotte, *Les Hôpitaux et l'assistance dans la province de Bourgogne au dernier siècle de l'Ancien Régime*, Dijon, 1968
- Michelle Vovelle, *Le Grand Rentelement en Provence. Provence historique*, t. 32, pp. 261-281, 1982
- François-Paul Blanc, *La Répression de la mendicité et l'Hôpital Général de la Charité de Marseille aux XVII^e et XVIII^e siècles*, *Arts et Livres de Provence*, no. 75, pp. 95-136, 1970

(刀水書房 二〇一九 三六九頁＋一四五頁 二二〇〇円＋税)